

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 6 件

四国（高知）厚生年金 事案 1105

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、当該期間のうち、昭和51年2月から同年6月までは9万8,000円、同年7月は11万円、52年3月から同年6月までは12万6,000円、同年10月から同年12月までは13万4,000円、53年1月から同年8月までは15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月1日から53年12月29日まで

A事業所で勤務した期間の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は同事業所から支給された給与額より低く記録されている。申立期間の給与明細書を所持しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれのそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和51年3月から同年7月までの期間、52年3月から同年6月までの期間、同年10月から53年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書及び家計簿により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、51年3月から同年6月までは9万8,000円、同年7月は11万円、52年3月から同年6月までは12万6,000円、同年10月から同年12月までは13万4,000円、

53年1月から同年8月までは15万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和51年2月については、申立人は、同年同月に係る給与支給明細書及び家計簿を保有していないものの、申立人から提出のあった給与支給明細書及び家計簿により、A事業所における給与は固定給であることが確認できるとともに保険料控除は翌月控除であったことが推認できることから、同年2月の報酬月額は同年3月の報酬月額に基づく標準報酬月額と同額の10万4,000円と推認され、同年2月に係る厚生年金保険料控除額は同年3月の給与から控除されている同年2月分の厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額の9万8,000円であることから、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和51年8月から52年2月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び53年9月から同年11月までの期間については、前述の給与支給明細書及び家計簿により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額と厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1107

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月30日から同年2月1日まで
昭和36年2月1日付けでA社から関連会社であるB社（現在は、C社）に転勤したが、年金記録によると、A社の資格喪失日が同年1月30日となっており、被保険者期間に1か月間の空白が生じている。
グループ会社間の異動で退職したわけではないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答から判断すると、申立人は、A社及びB社に継続して勤務し（昭和36年2月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤った届出を行ったこと、及び申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和36年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）国民年金 事案 501（香川国民年金事案 117 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年5月まで

前回の申立てにおいて、第三者委員会は、私が国民年金に加入する手続を行った時期を昭和55年7月頃と判断しているが、私は、47年3月20日過ぎにA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った時に渡された「国民年金委員の手びき」を保管しており、年金手帳に記載されている国民年金被保険者になった日（昭和55年6月1日）は、口座振替によって国民年金保険料を納付するようになった日の誤りであるため、私が、申立期間において国民年金の被保険者であったことは間違いない。私と同様に地域の婦人会を通じて保険料を納付していた複数の人も証言してくれるので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和55年7月8日）では、申立期間は任意加入対象期間であり、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することはできない上、申立人に別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと、ii) B市から提出された昭和45年度から55年度までの期間における国民年金保険料納入表において、申立人が、婦人会を通じて申立期間の保険料を納付したことを示す記載は見当たらないこと、iii) 申立人は、A町役場からの加入勧奨により、国民年金に加入したとしているものの、B市は、「申立期間当時、任意加入対象者にパンフレット等を用いた加入勧奨は行っていなかった。」と回答していること、iv) 申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）が無いこと等の理由から、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成20年4月22日付け年金記録の訂

正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和47年3月頃に、A町役場で加入手続を行った時に渡されたとする「国民年金委員の手びき」を提出し、申立期間において国民年金被保険者であったこと、年金手帳に記載された申立人の国民年金被保険者資格取得日は、国民年金保険料の納付を集金から口座振替に変更した日であり、当該変更日が誤って記載されていること、及び4人の近隣住人が、申立人の保険料納付について証言してくれることを主張し、再度申し立てている。

しかしながら、昭和47年3月から48年4月までの期間に、A町において国民年金に任意加入した55人のうち、25人に照会を行ったところ、回答が得られた17人は、いずれも「国民年金委員の手びき」を覚えていない又は渡されていないとしており、同町役場が、任意加入手続時に、「国民年金委員の手びき」を配布していたことは確認できない。

また、申立人は、「私と同様に、配偶者が会社勤めをしていた近所の人にも役場から通知が届き、同人と、国民年金に入らないといけないという内容の話をした。」と主張しているところ、同人は、申立人が国民年金任意加入被保険者となった日（昭和55年6月1日）に近接する同年4月4日に同被保険者となっていることが確認できる上、「（申立人と、）『国民年金に入った方が良い。』と話し合い、（申立人も）私と同じ時期に国民年金に加入したと聞いた。」と供述している。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者名簿において、申立人が国民年金保険料を口座振替によって納付した事実は確認できない上、行政側が、年金手帳の資格記録欄等に口座振替による保険料納付を開始した日を記載することは考え難い。

加えて、申立人が名前を挙げた4人の証人に照会したものの、申立人が国民年金保険料を納付した時期を記憶している者はおらず、申立人が、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、年金記録確認香川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 1 日まで

私は、平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 9 月 1 日までの期間において、A 県 B 事業所に臨時職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているため、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 県が発行した在籍証明書及び A 県から提出された臨時的任用職員名簿により、申立人は、申立期間において、臨時的任用職員として A 県 B 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A 県から提出された平成 3 年度及び 4 年度の臨時的任用職員名簿により、申立期間において、A 県 B 事業所で勤務していたことが確認できる申立人を含む 23 人のうち申立人を含めた 9 人については、同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、申立期間当時、同事業所では、必ずしも臨時的任用職員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認できる。

また、A 県総務部行政管理課は、「平成 7 年度以降は、臨時的任用職員全員を厚生年金保険に加入させているが、6 年度以前については定かではないことから、申立期間当時、臨時的任用職員全員を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明である。また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については、保存期限（5 年）を経過しており、資料が残っていないため不明である。」と回答している。

さらに、申立期間において、A 県 B 事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を裏付け

る供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月2日から29年1月5日まで

A工務店における厚生年金保険被保険者記録は、昭和29年1月5日が資格取得日とされているが、私は、兄が同工務店の工事現場でB職をしていた関係で、24年頃から同工務店に勤務しており、25年7月に同工務店の経理担当者から社会保険と日雇保険のどちらかを選ぶよう求められた際、社会保険を選んだことを記憶している。

また、昭和26年に仕事中に怪我をして入院した際、労災保険ではなく健康保険を使用したことを記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が携わったとする工事に係る記載がC大学経済学部経済研究所の所蔵資料により確認できること、及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間においてA工務店の工事現場において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、「兄は、A工務店で土木工事及び職人の手配をしていた。昭和28年に兄が亡くなった後は、私が兄の仕事を引き継いだ。兄は同工務店の従業員ではなく自営業者であった。」と供述している上、同僚の一人は、「申立人は、申立人の兄と一緒に職人の手配をしていたが、今で言う派遣のような形態で同工務店の工事現場に入っており、同工務店の従業員ではなかったのではないか。」と供述している。

また、申立人は、「弟もA工務店に勤務し、同様の仕事をしていた。」と供述しているところ、当該弟は、「申立人と昭和25年7月頃から31年5月頃まで同工務店の工事現場で一緒に勤務していたが、昔は、雇用形態がはっきりしておらず、私が同工務店の従業員であったか否かは分からない。」と

供述している上、当該弟、兄及び申立人が同職種の同僚として名前を挙げた者について、同工務店における申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、「昭和 25 年 7 月に A 工務店の経理担当者から社会保険と日雇保険のどちらかを選ぶよう求められた際、社会保険を選んだ記憶がある。」と主張しているところ、日雇労働者健康保険法の施行日は 28 年 11 月 1 日（同法の保険給付及び保険料に関する規定の施行日は 29 年 1 月 15 日）であり、同工務店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、29 年 1 月 5 日に厚生年金保険の被保険者となっていることから判断すると、同法施行後に、申立人が社会保険を選択したと考えるのが自然である。

加えて、同僚からは、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得られない上、A 工務店は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が確認できず、同工務店の経理担当者として申立人及び複数の同僚が名前を挙げた者は既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、申立人は、「昭和 26 年に仕事上の怪我により、D 町（現在は、E 市 D 町）の F 病院（現在は、G 病院）に入院した際、健康保険を使用した。入院の際、兄の妻が付き添ってくれた。」と主張しているところ、G 病院に当時の診療録が残っていないこと、申立人の兄の妻は既に死亡しているため供述を得られないこと、及び申立人が怪我をしたことを知る複数の同僚が「詳しいことは覚えていない。」旨供述していることから、申立人が健康保険被保険者証を使用したことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1106（徳島厚生年金事案 48 及び 395 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月 26 日から 42 年 1 月 1 日まで
私は、申立期間についても継続して、A 社に勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

前回までは、B 事業所、C 事業所の加入記録について申立てを行い、記録の訂正は認められないとのことであったが、再調査してもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについて、当初、B 事業所に勤務していたとしていたところ、申立人が勤務していたとする事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、周辺の社会保険事務所管内の適用事業所を調査しても、当該事業所を特定できず、健康保険組合、厚生年金基金及び雇用保険の加入記録を調査しても申立期間の記録が確認できなかったことから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成 20 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回、申立人から当時の同僚二人の名前を思い出したことを理由に再申立てがあり、このうち連絡先が把握できた同僚一人から事情を聴取したところ、申立事業所の名称が D 事業所である可能性が高いことが判明するとともに、申立人が当該事業所に勤務していたとする供述も得られたものの、i) オンライン記録及び事業所名簿において複数の事業所名称で確認したが、申立人等が記憶する事業所の所在地に、申立事業所は確認できない上、申立人が一緒に勤務していたと記憶する同僚には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無く、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない、ii) 申立事業所に係る当時の事業主の氏名は把握できたも

の、連絡先等を把握することができず、申立期間当時の状況を確認することができない、iii) 同僚等が記憶する申立事業所の本社所在地を管轄する法務局に照会するも、申立事業所に係る登記簿謄本を確認することはできなかったことなどから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会の決定に基づき平成 22 年 5 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、申立期間について、A社に継続勤務し厚生年金保険に加入していたとしているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 7 人に文書等による照会を行ったが、申立人の勤務期間を記憶している者はおらず、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認することができない。

また、申立人が申立期間について A 社における経理担当者として、名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、申立期間前に資格喪失していることが確認できる上、上記 7 人のうち申立期間に経理事務を担当していたと供述している別の同僚は、「同社は、税金関係は税理士、社会保険関係は労務管理の専門の方にそれぞれ業務を委託していたため、厚生年金保険の記録に誤りが生じるとは考えにくい。」と回答している。

さらに、申立人の A 社に係る雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和 39 年 5 月 15 日、離職日が 40 年 12 月 25 日となっており、当該記録はオンライン記録及び前述の被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者記録と符合している上、同被保険者名簿において資格喪失日が訂正されたなど不自然な形跡も認められない。

加えて、登記簿謄本によると、A 社は昭和 59 年に解散しており、関係資料は得られない上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、同社の申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて供述を得ることができない。

そのほかに年金記録確認徳島地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案1108

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和15年6月から16年12月まで
② 昭和18年5月4日から同年7月31日まで

申立期間①について、A社所有のB丸に乗船し、Cで勤務していた時期の船員保険の被保険者記録が無い。

申立期間②について、乗船していたB丸とともにDの軍港へ移り2、3か月勤務したと記憶しているにもかかわらず、1か月しか厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間について、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、船員保険船舶所有者名簿によると、A社C支店は、昭和37年9月1日に船員保険の適用事業所となっており、申立期間当時は船員保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、申立人は「雇入れに際して、船員手帳はもらっていない。」と供述している。

また、申立人が一緒に乗船していたと記憶する同僚は、連絡先不明により供述が得られない上、申立期間①において、船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社は、当時の書類を既に廃棄しており、申立期間①における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか申立人の申立期間①における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「Dでは2、3か月勤務したと記憶している。」と供述しているところ、申立人が記憶する同僚については連絡

先不明により供述が得られない上、A社は、当時の書類を既に廃棄しており、申立期間②における申立人の勤務実態及び保険料控除を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、A社D支店において、申立期間②前後に資格取得している複数の被保険者は、連絡先不明又は死亡しているため、供述を得ることができない。

このほか申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者及び厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1109

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 1 日から 44 年 2 月 1 日まで
A区Bの「C」において、1年1か月間、D職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、申立期間を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に勤務するに至った経緯や給与額等を具体的に記憶しており、E図書館の回答から、申立期間当時、申立人が記憶する住所に「C」という名称の事業所が存在していたことが確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録において、申立期間当時、A区Bに「C」という名称の事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、F法務局A出張所、E保健所、A区商店街連合会、F商工会議所A支部、F料理飲食国民健康保険組合、G料理生活衛生同業組合、G飲食業生活衛生同業組合及びH料理飲食業組合連合会においても「C」に関する記録を確認することができない。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、事業主も特定できないことから、申立人の勤務実態や保険料控除に関する供述を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月頃から 22 年 10 月頃まで

私の夫は、申立期間において、A事業所でB職などの仕事をしていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立人の業務内容並びに局長及び同僚の氏名に関する申立人の妻の陳述内容は、具体的かつ詳細であることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、事業所名簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない上、厚生年金保険法の適用事業所として、国の事務所（常時5人以上の従業員を使用するもの）が追加されたのは、昭和23年8月である。

また、A事業所に係る人事記録を引き継いだC事業所は、「申立期間当時の人事記録は全てかどうか分からないが残っている。しかし、申立人の人事記録は確認できない。」旨回答しており、申立人のA事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人の妻は、「申立期間当時の夫の同僚は既に死亡している。」と述べており、同僚から申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。